


令和6年度 宇都宮市返還免除型育英修学生 募集要項 (大学・短期大学・専修学校・大学院)

- 1 対 象 令和6年度中に下記の学校に入学をする者
- 学校教育法の規定に基づく、
大学、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）、大学院
- ※ 合格前（受験前）に申請可能です。
- 2 申請要件
- ① 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である者
 - ② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を2名選任できる者
 - ※ 父・母両方が連帯保証人になることはできません。
 - ※ 連帯保証人は住民票上別世帯の方を1名ずつ選任してください。
 - ※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。
 - ※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。
 - ③ 令和5年中の認定所得金額が別表第1の所得基準額以下である者
 - ※ 算出方法等は3・4ページをご参照ください。
 - ※ 認定所得金額とは、申請者の世帯全員の所得金額（就学者及び申請時に死亡又は失業している者の所得金額は含まない。）を合算した金額から別表第2の特別控除額を差し引いた金額をいいます。
 - ※ 給与所得者の所得金額は、別表第3により計算します。
 - ※ 給与所得者以外の所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。
 - ④ 過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付けを受けたことがない者
 - ⑤ 最終学校卒業後、宇都宮市に居住を希望する者
 - ※ 免除の条件については「9 免除」参照
 - ⑥ [大学院生の場合のみ適用] 令和6年3月に初めて大学等を卒業する者 または初めて大学等を卒業した年度の末日から申請を行う日までの期間が2年以内である者
- 3 募集期間 令和6年1月4日から令和6年2月29日まで
(なお、郵送による申請の場合は令和6年2月29日**必着**)
- 4 募集人数 大学、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）：20名程度
大学院：若干名
- 5 貸付額 月額 20,000円
- 6 提出書類
- (1) 育英修学資金貸付申請書①及び②（別記様式第1-1号、1-2号）
 - (2) 育英修学資金貸付申請者推薦調書（別記様式第2号）
 - ※ 推薦調書は直近の出身学校に記載を依頼してください。
 - (3) 世帯全員（就学者及び申請時に死亡又は失業している者は除く）の令和5年中の所得の分かる書類（源泉徴収票の写し及び確定申告書の写し）
 - ※ 両方ある場合、どちらもご提出ください。
 - ※ 郵送提出の方は、後日、受験票を送付いたしますので、返信用封筒に郵便番号・住所・氏名を記入、切手(84円)を貼付の上、同封してください。
 - ※ (1)(2)各様式は市ホームページからダウンロードできます。
- 宇都宮市返還免除 検索 
- 7 提出先 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） TEL 028 (632) 2705
- ※ 申請書類の受付は、地区市民センター、出張所等では行っておりませんので、御注意ください。

8 選 考

【1次選考】

1次選考合格者のみ

【2次選考】

2次選考合格者のみ
所得金額審査

【貸付決定】

(1) 選考方法

- 書類審査（人物所見・活動実績，学業成績，所得状況を審査の上決定します。）

(2) 選考結果

- 令和6年3月初旬に合格者のみ，文書で通知するとともに，市ホームページにて受験番号を掲載いたします。

(1) 選考方法

- 小論文，面接試験（書類により所得状況も審査します。）

(2) 選考日

- 令和6年3月中旬
※ 詳細は1次選考合格者に別途通知いたします。

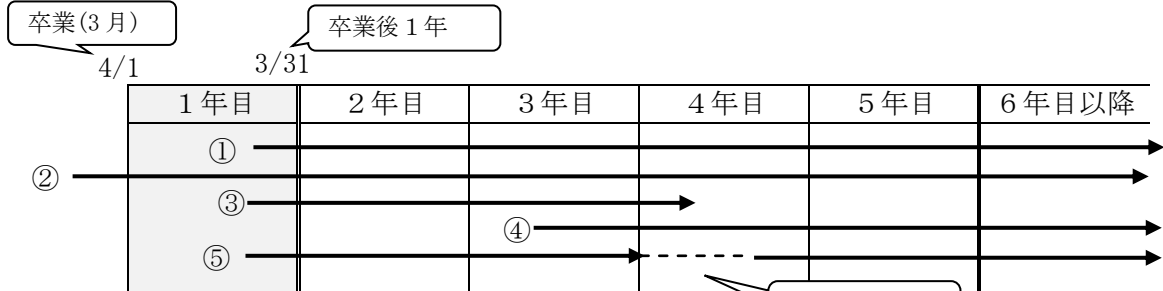
(3) 選考結果

- 令和6年4月上旬に合否について文書で通知するとともに，市ホームページにて受験番号を掲載いたします。
※ 2次選考終了後，合格者世帯の所得状況を再審査し，育英修学生への採用を決定いたします。再審査の結果，認定所得金額が本市の定める所得基準額を超過する場合につきましては，不採用となり，貸付を行うことができませんのでご了承ください。
※ 所得状況の再審査につきましては，5月下旬頃に実施し，貸付が決定した方につきましては，最短で6月末に貸付を開始する予定です。
※ 貸付を決定した方は，育英修学資金借用証書兼誓約書，在学証明書，連帯保証人2名の市税完納証明書，印鑑登録証明書等の書類の提出が必要です。

9 免 除

最終学校を卒業した翌月から1年以内に宇都宮市に居住し，かつ，5年間居住を継続した時に返還が免除されます。

【返還免除の条件】 卒業後1年以内に宇都宮市に居住，かつ，5年間継続して居住



- ①卒業後1年以内に居住し，5年間継続して居住 ⇒ ○
- ②卒業前から居住し，卒業後も5年間継続して居住 ⇒ ○
※ 継続居住の年数は卒業後の4/1からカウント
- ③卒業後1年以内に居住したが，5年経過前に，市外転出 ⇒ ×
- ④5年間継続して居住しているが，卒業後1年以内に居住していない ⇒ ×
- ⑤卒業後1年以内に居住し，5年居住しているが，途中転出していて，継続した居住でない ⇒ ×

※卒業後，本市へ居住開始したときには「居住開始報告書」の提出が必要です。
 ※本市への継続居住を確認するために，毎年「継続居住確認票」の提出が必要です。
 ※5年間継続して居住したときには，「継続居住満了報告書兼返還免除申請書」の提出が必要です。

10 返 還

上記免除の条件を満たすことができないことが確定した時から，育英修学資金の貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に，月賦，半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。

※ 4年制大学の場合16年間，2年制の短大等の場合8年間の期間内に返還

11 利 子

無利子

※ その他 市ホームページ「よくある質問」もご参照ください。

別表第1 所得基準額

世帯人数 (本人を含む)	基準額
1人	160万円
2人	254万円
3人	295万円
4人	320万円
5人	344万円
6人	362万円
7人	380万円
8人以上	1人増すごとに18万円を世帯人数7人の基準額に加算

別表第2 特別控除額

母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		9万円		
	中 学 校		17万円		
	高等学校	国・公立	31万円	53万円	
		私立	45万円	66万円	
	高等 専門学校	国・公立	40万円	62万円	
		私立	66万円	88万円	
	大 学 短期大学	国・公立	67万円	116万円	
		私立	111万円	159万円	
	専 修 学 校	高等	国・公立	19万円	30万円
		課程	私立	41万円	51万円
専門		国・公立	25万円	71万円	
校 課程	私立	79万円	123万円		
障がい者のいる世帯	障がい者1人につき99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のための経常的な支出の年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、71万円を上限とする。				
授業料	授業料の年額のみを対象とし、入学金（寄付金等を含む）や施設使用料、実習費等は算入しない。				

別表第3 給与所得者の所得金額の計算式

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得金額（万円未満切捨て）
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下	年間収入金額×0.7－223万円
879万円以上	年間収入金額－486万円

※参照※

1 ページの「2 申請資格」－「③ 認定所得金額が別表第1の所得基準額以下であること」としてはいますが、算出方法等は下記のとおりですのでご確認ください。

(例)

A家 家族構成及び収入等

父 (会社員：年間給与収入700万円)
母 (パート：年間給与収入350万円)
兄 (大学生：国立・自宅外通学，バイト年間給与収入60万円)
本人 (4月から専門学校生：私立・自宅通学，年間給与収入0円)
弟 (小学生)

①別表第3より給与所得者の所得金額を算出する。

父： 267万円 (700万円×0.7－223万円)

母： 17万円 (350万円×0.8－263万円)

兄： 就学者の所得は算入しない

合計 284万円

②別表第2より特別控除額を確認する。

<就学者のいる世帯>

兄： 116万円 (大学生：国立・自宅外通学)

本人： 79万円 (専門学校生：私立・自宅通学)

弟： 9万円

<授業料>

本人： 70万円 (専門学校生：私立)

合計 274万円

③ 上記①と②より認定所得金額を算出する。(①所得金額－②特別控除額)

10万円 (①284万円－②274万円)

④ 別表第1より所得基準額を確認する。

A家の場合、世帯人数：5人(本人を含む)であるため、
別表第1の表に照らし合わせると、所得基準額は344万円である。

⑤ 上記③認定所得金額(10万円)が上記④所得基準額(344万円)以下であるため、申請資格を満たしていることから、申請可能である。